

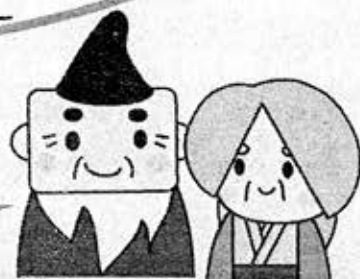
地域のために 働きませんか



入浴やトイレ等は自分で出来るけど
買い物や掃除が困難になってきた



このような方々を
サポートする仕事



訪問型サービスA

介護ヘルパーの業務とは異なり、比較的介護度の軽度な方々に対して、日常生活のサポートをする仕事です。

○業務内容

利用者のご自宅を訪問し、
自立した日常生活を行えるようサポートを行います。
主に、料理、洗濯、掃除、買い物など

○必要資格

茅ヶ崎市が開催する「生活援助員研修」修了者
※裏面参照



詳細は
裏面へ

子どもが学校に
行っている時間に
働ける！

主婦としてやってきた
ことの延長ですぐ
に慣れた！

茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援 総合事業担い手研修（生活援助員研修）

茅ヶ崎市では、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、比較的介護度が軽度な方々（要支援1・2）を対象に「身体介護を含まない生活支援サービス（訪問型サービスA）」や「緩和された基準によるデイサービス（通所型サービスA）」を実施しています。

なお、これらのサービスは、ヘルパーなどの資格がなくても、この研修の修了者であれば従事することができます。高齢者の方々の支援・サポートしたいという方など、是非ご参加ください。

【対象者】 16歳以上の生活支援サービスの仕事に従事を希望する方

【定員】 30名程度（定員を超えた場合は抽選）

【講座代】 無料

【申込期間】 令和2年1月31日（金）まで

【会場】 茅ヶ崎市役所 分庁舎5F コミュニティホールA・B会議室

【日程】 2日間
2/22(土) 9時30分～17時00分
2/23(日) 9時30分～13時00分

【講座内容】 介護保険制度の理解 / サービス内容の理解 /
尊厳の保持と自立支援 / サービス対象者の特徴理解と対応方法 /
認知症の理解 / 訪問するにあつてのマナーの理解、緊急時の対応



最終日は実際に現場で働く方の声を聞くことができます！

受講申込方法

氏名、住所、郵便番号、生年月日（和暦）、連絡先を記入し、題名を「生活援助員研修の申込」として当協議会へFAX、メールまたは本市高齢福祉介護課へ持参にてお申込みください。様式は問いません。（詳細については、当協議会及び本市ホームページ掲載の「チラシ及び受講申込書」をご確認ください）

定員を超えた場合、申込締切後に抽選のうえ、受講決定者に受講決定通知・受講に関する案内を後日お送りします。

※修了証交付のため、氏名等は正確にご記入下さい。（全課程修了者に修了証とバッジを交付します）

※「チラシ及び受講申込書」につきましては、市内公共施設等に配架します。

【申込み・問合せ先】

一般社団法人茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会

TEL 070-1261-7738 FAX 050-5837-1484 メール info@chigasaki-kaigo.com

